

2022年3月31日

シーオス株式会社  
代表取締役社長 松島 聡

### 行政処分に関するお詫びとお知らせ

シーオス株式会社（東京都渋谷区恵比寿 1-18-18 東急不動産恵比寿ビル 6F）は有料職業紹介事業に基づく行政処分を受けましたことをお知らせ申し上げます。

当社は今般の行政処分を重く受け止めますとともに、株主様並びにお取引先様をはじめとする当社全ての関係者の皆様に対し心より深くお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1 処分内容

(1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 32 条の 9 第 2 項に基づく有料職業紹介事業停止命令

##### 1) 対象

名称 シーオス株式会社（代表取締役 松島 聡）

所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 18 号

許可番号 13-ユ-307656（平成 28 年 3 月 1 日許可）

##### 2) 処分日

2022年3月24日(木)

##### 3) 処分内容

有料職業紹介事業に対する処分

令和 4 年 3 月 2 5 日から令和 4 年 4 月 2 4 日まで（1 か月）の間、有料職業紹介事業を停止すること。

##### 4) 処分理由（厚生労働省による業務停止命令文より）

シーオス株式会社は、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けることなく、少なくとも令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までの間、自己の雇用する労働者を延べ 861 人日に渡り、当該雇用関係の下に、A 社に送り出し、A 社の指揮命令の下、A 社のために、労働に従事させたものであり、もって業として労働者派遣事業を行い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に違反したため。

(2) 処分に至った経緯、原因

当社の人材派遣事業において、厚生労働大臣から労働者派遣事業許可の期限切れ状態にも拘わらず期限延長申請に関して適切な対応を取っていなかった等の事実が明らかとなり、今回の行政処分が実施されることになりました。

(3) 当社の対応並びに再発防止策及び社内体制への取り組み

当社は、今般の行政処分を重く受け止めますとともに、二度とこの様な違反行為が行われないよう、原因究明及び再発防止策の策定を徹底して進めてまいります。

今回の調査の結果、必要な承認変更手続き等を経ずに、承認書と異なる行為を行った社内体制の不備を是正すべく、社内の制度の見直しを行い、透明性の高いモニタリング体制の拡充を行います。

今後は、当社内一丸となって、法令遵守に対する再認識を深めることに努め再発防止に向けて取組むとともに、皆様からの信頼回復に全力を注いでいく所存でございます。

以上

お問い合わせ専用電話

03-5791-1170 担当 経営管理部 兼田隆英

受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝祭日はお休みにさせていただきます)